

大学院工学研究科博士前期課程社会人学生の履修方法に
関する申し合わせ

平成10年9月21日制定

大学院博士前期課程の社会人学生の履修方法については、鳥取大学大学院工学研究科博士前期課程履修規程にかかわらず、次のとおり取り扱うものとする。

1. 鳥取大学大学院工学研究科博士前期課程履修規程別表中、履修指定年次の制限をはずし、1年次において全ての授業科目が履修できることとする。
2. 同表の実験及び演習科目の履修にあたっては、専攻長及び指導教員の指導のもとに、与えられた課題についてのレポートにより、単位を認定することができることとする。
3. 同表の授業科目のほかに、学部の授業科目の履修を希望する者があるときは、専攻長、指導教員及び授業科目担当教員の承認を得て、6単位以内を履修することができることとする。
なお、修得単位は修了要件の単位数に含めることができない。

附 記

- 1 この申し合わせは、平成20年4月1日から実施する。
- 2 平成20年3月31日に在学する者については、この申し合わせによる改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。